

地域生活支援拠点について

1 地域生活支援拠点整備の目的

障がいのある方の重度化・高齢化や、親なき後に備えるとともに、地域移行を進めるため、重度の障がいや家族の緊急事態への対応を図ることにより障がいのある人等が、住み慣れた地域で安心して暮らしていけるよう、障がいのある人等の生活を地域全体で支えるサービス提供体制の整備を図る。

2 春日井市障がい者総合福祉計画における位置づけ

国や県の障害福祉計画を踏まえ、第4次春日井市障がい者総合福祉計画（案）においても、障がい福祉サービスの充実として「地域生活支援拠点の整備」を掲げており、「保健所など関係機関と連携し地域生活支援拠点の整備します。」としている。

3 必要とされる機能

障がいの重度化、高齢化、親なき後に備えるとともに、地域移行を進めるために、地域生活支援拠点としては、具体的に次のような対応を図ることが求められてる。

- 地域における生活の安心を担保するために、緊急時の迅速・確実な相談支援の実施、受入先を確保すること。
- 障がいのある方の地域生活を支援するために、体験の機会の提供を通じた、施設や親元からグループホーム、一人暮らし等への生活の場の移行促進を支援すること。

また、地域生活支援拠点の機能を強化するために、次の5つの機能が必要とされている。

- (1) 相談
 - … 緊急時に必要なサービスのコーディネート、自立に向けての相談や地域での暮らしの相談等に応じる機能
- (2) 体験の機会・場
 - … 自立に向けてのひとり暮らしの体験の機会や場を提供する機能
- (3) 緊急時の受け入れ
 - … 虐待等による緊急受け入れや医療機関への連絡等の必要な対応を行う機能
- (4) 専門性
 - … 専門的な対応を行うことができる体制の確保、人材養成等の機能
- (5) 地域の体制づくり
 - … さまざまなニーズに対応できる地域の体制整備等を行う機能

4 検討の実施状況

4 機関による検討会及び関係機関等とヒアリングを実施した。

(1) 検討会

参加機関 春日井保健所こころの健康推進グループ、尾張北部圏域地域アドバイザー、
基幹相談支援センターしゃきょう、春日井市障がい福祉課

開催日 第1回：平成28年7月27日、第2回：平成28年12月20日、
第3回：平成29年1月23日、第4回：平成29年2月27日、

第5回：平成29年7月21日、第6回：平成29年9月13日

(2) ヒアリング（平成29年度に実施）

ア 医療機関 東春病院（8月16日）、東尾張病院（8月22日）

イ 当事者団体 むつみ会（12月11日）、肢体不自由児父母の会（12月12日）、
身体障がい者協会（12月14日）、手をつなぐ育成会（12月15日）

5 検討内容

検討事項		意見
	検討先	
全体	検討会	<p>○拠点の設置</p> <ul style="list-style-type: none"> 春日井市の人口規模や市域面積等を考慮すると、既存の各機関が連携しやすい市単独設置が望ましい。 <p>○整備の手法</p> <ul style="list-style-type: none"> 誰でもすぐ相談や通報ができ、緊急避難できるといった相談支援体制を確立するために、面的整備が望ましい。 市内には300か所以上の障がい福祉サービス事業所があり、市内全体として連携して支援するには十分な事業所数があると考えられ、面的整備が望ましい。 既存の社会資源の有効活用及び財政負担が少ないことから地域の事業者が機能を分担して支援を行う体制等を整備する、面的整備が望ましい。 面的整備を推進するにあたっては、デメリットをできる限り解消するように努め、地域の実情に即した整備を目指す必要がある。 一方で、グループホーム、障がい者支援施設、基幹相談支援センター等を中心とする拠点の機能強化が不可欠である。
	相談	<p>全意見</p> <ul style="list-style-type: none"> 緊急時の対応及びその後の支援、体験の提供には相談員（コーディネート機能）が不可欠である。 <p>検討会</p> <ul style="list-style-type: none"> 相談体制の窓口（相談者が各専門機関に的確に相談できる場合以外）は、障がい者生活支援センター、指定特定・指定障がい児相談支援事業所となることが考えられる。 <p>医療機関</p> <ul style="list-style-type: none"> 計画相談支援を受けてもらえる事業所が増えるとよい。空き状況や受入可能な障がい種別等がわかるとよい。相談支援事業所には障がい福祉サービスについて一緒に考えて退院支援をしてほしい。 夜間の相談は、医療が必要な場合は情報提供を行う体制がある。 夜間の相談は、本人からは必要とされているが、適切な時間帯での利用まで待つための気持ちの切り替え等対処法を本人が習得する必要性の方が重要である。待つ時間が短くなるように土曜日を行うなどはいいかもかもしれない。 <p>当事者</p> <ul style="list-style-type: none"> 夜間の相談（夜9時までとか週1日でもよい。）の実施、専門性の高い相談員の常駐が必要 高齢世帯への定期的な連絡、意思決定支援が適切に行えるような継続的な相談支援体制が必要 当事者の将来設計を一緒に考えていくためにも計画相談支援がもっと普及する

		<p>とよい。支援者間の密度の高い連携体制が必要</p> <ul style="list-style-type: none"> 地域定着を図るには、定期的（月1回程度で可）な電話・訪問等の連絡をが必要
緊急	全意見	<ul style="list-style-type: none"> 全ての障がいに対応することが必要
	検討会	<ul style="list-style-type: none"> 緊急時の定義が必要 連携体制の確認が必要（緊急の対応が必要となる場合の発見状況により消防等との連携が必要と考えられる。） 受入れ先の確保が必要（体験の場とは分けて考える必要がある。短期入所施設に空室のない場合、医療的ケアが必要な場合等の想定する必要がある。）
	医療機関	<ul style="list-style-type: none"> 緊急性がある場合であれば、通院等がない方でも入院として受け入れることについては相談できる可能性がある。（入院としての受入れとなるため、医師が判断できる時間帯の限定となる。）
	当事者	<ul style="list-style-type: none"> 医療的ケアのある人の受入については、西地区の施設不足の解消のためにも市民病院と連携をすべき。 医療的ケアは、ヘルパーの研修のみでは家族の信頼を得られにくい。訪問看護事業所がサービス提供を行うと家族も安心でき、利用につながる。 緊急時に本人がSOSを発することができるか不安。緊急通報システムを利用できるようにしてほしい。（本人にも緊急時がどういう場合であるかを具体的に提示していくことが必要）
体験		<ul style="list-style-type: none"> 全ての障がいに対応することが必要（施設設備のバリアフリー等も含めて。） アパートとグループホーム（支援者がいる施設）のそれぞれで体験ができるとよい。 <p>【体験の場としてのグループホームに求めるもの】</p> <p>日中活動に必ずいなくても支援者と過ごすことができる。（人によっては、共同実践により生活の練習を行う。）</p> <p>居室で使用できる電話、クールダウンできるスペース、通院しやすい立地等</p>
	検討会	<ul style="list-style-type: none"> 必要とされる体験を想定することが重要（施設入所者、入院中の方、ひきこもり状態の方等）
	医療機関	<ul style="list-style-type: none"> 退院促進としては、宿泊型自立訓練、生活訓練が市内にないため、できるとよい。
	医療機関 当事者	<ul style="list-style-type: none"> 本人のモチベーションの保持のためにも入院時から地域移行に向けた外泊等の体験ができるとよい。
	当事者	<ul style="list-style-type: none"> グループホーム・UR住宅・公営住宅・アパートの確保と収入に応じた家賃支援があるとよい。 徒歩圏内で活用できる日中活動の場（相談でき当事者の居場所となり食事が提供される場）を確保してほしい。 体験の場で居宅介護が利用できるとよい。
専門 体制	全意見	<ul style="list-style-type: none"> 支援体制を強化するためにも人材の確保、支援者の養成は必要
	当事者	<ul style="list-style-type: none"> 専門的な知識をもった相談員の配置が必要 医療的ケアは、ヘルパーの研修のみでは家族の信頼を得られにくい。訪問看護事業所がサービス提供を行う等が必要 支援者間には密度の高い連携が必要

6 地域生活支援拠点整備の方向性

(1) 整備手法

地域生活支援拠点は次の2点の手法に整備することとされている。

ア グループホーム、障害者支援施設等に地域支援機能を集約して整備する。

⇒「多機能拠点整備型」

イ 地域において複数の機関が連携し、居住支援と地域支援機能の役割を分担して担う。

⇒「面的整備型」

当市の状況は、障がい福祉サービス事業所等市内の社会資源は充足してきてはいるが、障がいの状態等によっては資源不足が解消したとは言いがたく、地域において複数の機関が役割を分担して担う「面的整備型」のみによっては、全ての障がいのある方に対して地域生活支援拠点機能を果たせるとは言い切れない。

そのため、「面的整備型」と、拠点としての機能強化を図るために機能を集約し地域生活支援拠点事業として整備する「多機能拠点整備型」を併用する整備手法をとることとする。

(2) 地域生活支援拠点事業

ア 相談支援体制

地域生活支援拠点に緊急時及び体験時のコーディネート機能として相談体制を整備する。また、個別支援に対する支援者の支援を行う。

イ 緊急時の対応

① 緊急時の定義

緊急時＝虐待又は介護者が急に倒れる等不測の事態による介護者不在により一時保護が必要な場合

② 連携体制

・虐待による一時保護が必要な場合

… 既存の体制（虐待防止センターによる24時間体制）により連携は可能と考えられる。

・介護者の不在による一時保護の場合

… 介護者の救急搬送が想定されることから、消防との連携が必要

※ 緊急時の受入れは、原則、市役所、支援センターの時間外に通報等があった場合で、次の営業日又はとりあえずの受入先が決まるまでの一時的な保護を想定する。

③ 受入れ先について

一時的な保護なので、通常のグループホーム等の居室とされるものでなくてよい。

施設利用の際に求められる健康診断の受診がなくても受入れできることが必要。

医療的ケアが必要な方も対応できるように。

保護後の行き先についても迅速な対応が求められるため、相談支援との連携は欠かせない。



- ・ 地域生活支援拠点として保護できる場所を確保しておく必要がある。
- ・ 空室のない場合でも、空きスペース、予備室等を活用し対応してもらえるように障がい者支援施設等と協定等を結び協力体制を構築する。
- ・ 医療的ケアが必要な方の場合は、市民病院を受入先とする。

ウ 体験の機会・場について

地域生活支援拠点の事業としてアパート（例：短期賃貸等の家具付アパート）とグループホーム（支援者がいる施設）の1室それぞれで体験の場の提供する。

エ 専門的人材の確保・養成、地域の体制づくりについて

基幹相談支援センター、障がい者生活支援センター、拠点に整備される相談機関により連携して行う。

(3) 面的整備

地域自立支援協議会の部会など幅広いサービス種別、職種、立場の方との協議の場を設け、役割分担等協力体制の構築方法の検討を行っていく。

7 今後の予定

拠点事業の運営方法及び協力体制の構築について協議の場を設け、より具体的な検討を進める。

